

蕪崎市立蕪崎北東小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 3月 6日策定

平成30年10月17日改訂

1 いじめの定義といじめに関する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」 第2条）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」、また「いじめは、人権侵害である。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感・自己存在感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、様々な手段を講じる。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

2 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

①「児童理解会議」

月1回職員会議の後段で、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「生徒指導委員会[いじめ防止対策委員会]」

学期1回いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務、各学年主任、特別支援、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによる「いじめ防止対策委員会」を設置する。
[いじめ防止対策委員会]参加メンバーは以下のとおりである。

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年特支主任 養護教諭 当該学級担任
スクールカウンセラー PTA正副会長

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織「緊急いじめ防止対策委員会」

緊急な生徒指導上の問題（いじめ等）が発生した場合は、その場の適切な処置を取るとともに、教頭に報告する。また、状況によっては、緊急職員会議や緊急いじめ防止対策委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制を作り、対処する。緊急を要する事案が発生したときにも、緊急いじめ防止対策委員会を開催する。

緊急いじめ防止対策委員会参加メンバーは以下のとおりである。

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年特支主任 養護教諭 当該学級担任
スクールカウンセラー PTA正副会長 主任児童委員 教育後援会三役 他専門家

3 未然防止の取組

未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーションを育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師は、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を育成し、自己の生き方についての考えを深め、将来の生き方の基礎を培う生徒指導に努める。道徳教育も充実させ、「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。

また、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①「反いじめ4ルール」に従い行動する。

i) 私たちは他の人をいじめません

ii) 私たちはいじめられている人を助けます

iii) 私たちは一人ぼっちの人（仲間外れにされている人）を仲間に入れます

iv) もし誰かがいじめられているのを見たら、学校や家の大人にそのことを話します

②ふれあい活動の日

毎月1回 第1月曜日に位置づけ、学級ごと様々な集団活動の取り組みを通して心のふれあいを深め、楽しい学校生活ができるようにする。

③道徳の充実

自己肯定感を育てる道徳を位置づけ、「みんなの道徳」を活用して心と心の連携を図る。道徳教育を通して、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。

④あいさつ運動の充実

人と人との結びつきの基本であるあいさつを中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に伝えようとする心情を高めるため『いじめゼロ』を目指した児童会活動を推進する。

⑤情報モラル教育の実施

インターネットや携帯電話を利用したいじめの防止や、インターネット上の不適切なサイト接続、書き込み等の啓発を図るため、外部と連携しながら、インターネット上のいじめへの対応を強化する。また、携帯電話やタブレットを用いたインターネットの利用状況を把握するとともに、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて、関係機関との連携を図る。

(2) 児童一人一人の自己有用感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

・縦割り班活動等の異学年交流の充実

・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

・児童が主体的に取り組める学習活動や自学，自主学習プリントの工夫

②人との関わり方を身に付けるための活動

朝・帰りの会等で，自他では思いや考えが違うことに気付かせ，そのような中に認められる自分が存在していることを感じることで，自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。また，いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては，児童がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論することにより，いじめに正面から向き合うことができるような実践を行う。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成，また年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし，見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と，相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また，学校行事や児童会活動，総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

4 早期発見の取組

(1) いじめの早期発見のために，様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち，全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより，児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。学校は児童に対して，傍観者とならず，いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとする，いじめを止めさせるための行動をとることが重要である。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生活指導会議等の場において気付いたことを共有し，より大勢の目で当該児童を見守る。けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断する。
- ③様子に変化が見られる場合には，教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ，解決すべき問題がある場合には，「臨時教育相談」や「定期教育相談週間」で当該児童から悩み等を聞き，問題の早期解決を図る。
- ④児童に「Q-Uテスト」を年2回（7月・12月）行い，児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤年3回（6月・11月・2月）の「いじめアンケート」により，実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進める。

5 いじめへの対処

(1) いじめの早期解決のために，全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見したときには，学級担任だけで抱え込むことなく，学校長以下全ての教員が対応を協議し，的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い，事実確認をした上で，いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために，スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら，指導を行っていく。

(2) 家庭や地域，関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし，学校側の取組についての情報を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば，「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ③いじめが『重大な事態』と判断された場合は，設置者からの指示に従って，必要な対応を行う。

(3) いじめに対する措置

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただ，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，より長期の期間を設定するものとする。）
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。）

6 その他の留意事項

- ①いじめへの対応は，学校長を中心に全教職員が一致協力できる体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく，学校における職員会議やいじめ防止対策委員会等で情報を共有し，組織的に対応することが必要である。
- ②いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう，日ごろからこれらの対応の在り方について，すべての教職員で共通理解を図る。
- ③教職員に対しては，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施していく。
- ④教職員が児童と向き合う時間を確保できるよう，行事の精選等に取り組んでいく。相談時間を一層確保し，教育相談体制を充実させていく。

7 いじめ防止指導計画

期	「生徒指導委員会[いじめ対策委員会]」の取組	その他全職員での取組
1 学 期	<ul style="list-style-type: none">・【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討・【4月】望ましい集団づくりのための取組内容の検討・【4月】いじめ等問題行動に対する学校方針の検討・【5月】教育相談の取組内容検討・【7月】1学期の取組の反省と2学期以降の取組の検討	<ul style="list-style-type: none">・【4月】関係機関担当者の把握・【4月】学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明(学年PTA等)・【6月】いじめアンケート実施と検証・【7月】Q-Uテスト実施と検証
2 学 期	<ul style="list-style-type: none">・【10月】2学期の取組の検討・【12月】2学期の取組の反省と3学期以降の取組の検討	<ul style="list-style-type: none">・夏休み中の児童の様子についての情報交換(職員会議)・【11月】いじめアンケート実施と検証・【12月】Q-Uテスト実施と検証

3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・【1月】教育相談の取組内容検討 ・【2月】3学期の取組の反省と来年度の取組の検討 ・【2月】教育相談の取組内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・【1月】冬休みの児童の様子についての情報交換（職員会議） ・【2月】いじめアンケート実施と検証 ・【2月】教育相談後の情報交換（研修会）
定 期 的 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の職員会議で児童についての情報交換 ・児童の1日の振り返り（毎日、帰りの会） ・学校生活向上のための話し合い（生活指導委員会、学期1回） ・毎月の「出会い、ふれあい、学び合い」を合い言葉とした取組 	

8 関係法令

(1) 教育基本法

①教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心

身の苦痛を感じているものをいう。

(重大事態への対応)

- ・ いじめにより児童生徒の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・ いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・ 不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。
- ・ 児童や保護者から，いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったとき。調査をしないまま，いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・ 調査を行う組織を平時から設置しておく。また，その調査に関しては，学校や教育委員会が適切に対処する。